

令和8年度 放課後児童クラブ(学童クラブ)の 利用申込みについて

放課後児童クラブは保護者が就労等により昼間家庭で保育を受けられない児童のための施設です。令和8年度の利用申込みを下記のとおり開始します。

- ▶ 申込受付期間 = 11月4日(火)～11月28日(金)(土・日・祝日を除く)
- ▶ 受付場所 = 役場2階 子ども家庭課窓口または各放課後児童クラブ
※役場庁舎内部大規模改修工事に伴い、受付場所は2階となります。
- ▶ 受付時間 = 【子ども家庭課の場合】午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
【各放課後児童クラブの場合】各小学校下校時～午後6時
- ▶ 提出書類 = ①放課後児童クラブ利用許可申請書(別記様式第1号)
②就労証明書(別記様式第2号)
※就労終了時間が児童の下校時以降の証明書であることが必要です。(長期休業期間または土曜日のみの利用を予定している場合は、就労終了時間は特段の定めはございません。)
※両親及び65歳未満の同居の祖父母(世帯が分かれていても、同住所の場合は同居扱いとします。)全員分が必要です。
※就労以外(出産・障がい・疾病・介護等)の理由で、児童を保育することが出来ない場合は、そのことを証する書類を添付してください。
③保育料減免申請書(別記様式第10号)(減免対象保護者のみ提出)
- ▶ 申請書類について = 申請書類は、町ホームページからダウンロードできます。
- ▶ 注意事項 = 利用の許可に関して、定員を大きく超える申込みがあった場合は、優先基準に基づき入所を決定します(先着順ではありません)。
受付期間を過ぎて申込みされた場合、受付期間内に申込みされた方が優先となります。



▶ 問い合わせ先 = 子ども家庭課 子育て係 ☎0285(56)9130

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油
暮らしの店  **海老原善次商店**

プレミアム商品券使えます。
商品1つからでも配達します。 ☎0285-56-2065

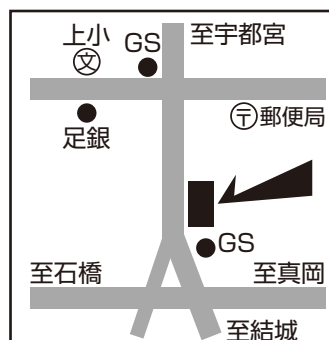
ギャラリー &
多目的スペース

やねうら

ご利用を、随時受け付けています。
お気軽にお申し込みください。



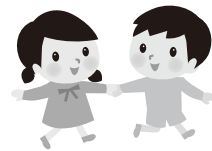
上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <https://ebiharashouten.jp/>



広告



子育て短期支援事業 (ショートステイ)



ショートステイとは、家庭においてお子さんをみることが一時的に困難となった場合に、児童養護施設や乳児院で短期間お預かりするサービスです。

▶利用対象者＝町内在住の18歳未満のお子さんとその保護者

▶利 用 料＝お子さん1人1日当たり

○2歳未満児 5,350円 ○2歳以上児 2,750円

※生活保護世帯、町民税非課税世帯、ひとり親世帯などの方は利用料の減免があります。

▶利 用 事 由＝保護者が病気にかかった時

保護者に育児疲れや育児不安等がある時

保護者が冠婚葬祭、学校等の行事に参加するために、一時的に家を空ける時など

▶実 施 施 設＝児童養護施設…あかつき寮 真岡市東郷808

きすな 宇都宮市睦町3-7

下野三楽園 宇都宮市下小池町194

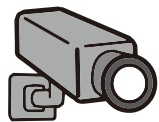
乳児院……………宇都宮乳児院 宇都宮市竹林町945-1

すみれ乳児院 小山市三峯2-1-21

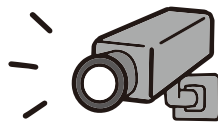
※お子さんの健康状態や、施設の空き状況等によりお預かりできない場合があります。

※母子一緒に利用できる施設もありますので、詳細はお問い合わせください。

▶問い合わせ先＝子ども家庭課 相談支援係 ☎0285(56)9137



街頭防犯カメラ設置費 補助金のお知らせ



安全安心なまちづくりと地域防犯力の向上を目的に、地域団体や商業施設等が新たに設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▶補助対象者＝1.町内の自治会、商店会、地域防犯団体等の一定地域の住民により構成されている団体
2.町内の小売店、金融機関、事業所、ホテル・旅館、複合商業施設、駐車場等の経営者

▶補 助 金 額＝設置に要した経費の2分の1を乗じて得た額(上限20万円)

1,000円未満の端数は切り捨て

※補助金の交付申請は、交付対象者につき、一年度1台限りとなります。

▶補助対象経費＝・カメラ、モニター、録画装置等の関連機器の購入及び設置に要する費用

・「防犯カメラ作動中」等の防犯カメラの設置を示す看板の制作及び設置に要する費用

▶申 請 方 法＝防犯カメラ設置の補助を検討する際に地域生活課にお問い合わせください。

必要な手続きについての説明を行うとともに、設置の補助について事前に相談させていただきます。

▶留 意 事 項＝・補助金の交付申請は、防犯カメラの設置(購入)前に行う必要があります。

・補助対象としている街頭防犯カメラは「地域の防犯を目的」として設置されるものです。

▶問い合わせ先＝地域生活課 生活係 ☎0285(56)9129